

厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療を定める件

○厚生労働省告示第四百四十六号

健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成六年厚生省告示第二百三十六号）第十六号及び老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成六年厚生省告示第二百五十一号）第十五号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年九月三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療

第一 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）

別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第二章第三部及び別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）第二章第三部並びに老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）別表第一老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科点数表」という。）第二章第三部及び別表第二老人歯科診療報酬点数表（以

厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療を定める件

下「老人歯科点数表」という。）第二章に規定する検査のうち、医科点数表区分D009の1に規定するαーフェトプロテイン（AFP）並びにD009の4に規定する癌胎児性抗原（CEA）精密測定及びαーフェトプロテイン（AFP）精密測定（いずれも老人医科点数表において、医科点数表の例により算定する場合を含む。）

第二 医科点数表第二章第七部及び歯科点数表第二章第七部並びに老人医科点数表第二章第七部及び老人歯科点数表第二章に規定するリハビリテーションであつて次に掲げるもの

一 医科点数表区分H001に規定する理学療法(I)、理学療法(II)、理学療法(III)及び理学療法(IV)（いずれも個別療法に限る。）

二 医科点数表区分H002に規定する作業療法(I)及び作業療法(II)（いずれも個別療法に限る。）

三 医科点数表区分H003に規定する言語聴覚療法(I)及び言語聴覚療法(II)（いずれも個別療法に限る、老人医科点数表において、医科点数表の例により算定する場合を含む。）

四 歯科点数表区分H000に規定する言語聴覚療法(I)及び言語聴覚療法(II)（いずれも個別療法に限る、老人歯科点数表において、歯科点数表の例により算定する場合を含む。）

五 老人医科点数表1に規定する老人理学療法(I)、老人理学療法(II)、老人理学療法(III)及び老人理学療法(IV)（いずれも個別療法に限る。）

六 老人医科点数表2に規定する老人作業療法(I)及び老人作業療法(II)（いずれも個別療法に限る。）

厚生労働大臣の定める健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準に規定する回数を超えて受けた診療を定める件

第三 医科点数表第二章第八部及び老人医科点数表第二章第八部に規定する精神科専門療法であつて次に掲げるもの

一 医科点数表区分I009に規定する精神科デイ・ケア（老人医科点数表において、医科点数表の例により算定する場合を含む。）

二 医科点数表区分I010に規定する精神科ナイト・ケア（老人医科点数表において、医科点数表の例により算定する場合を含む。）

三 医科点数表区分I010-2に規定する精神科デイ・ナイト・ケア（老人医科点数表において、医科点数表の例により算定する場合を含む。）